

第42回九州地区大学一般教育研究協議会議事録

<https://doi.org/10.15017/20358>

出版情報：九州地区大学一般教育研究協議会議事録. 42, 1994-08-19. 九州地区大学一般教育研究会
バージョン：
権利関係：

7. 九州地区大学一般教育研究会会則

1. 名 称

本会は九州地区大学一般教育研究会と称する。

2. 目 的

本会は大学における一般教育に関する研究を行うことを目的とする。

3. 事 業

本会は前項の目的を遂行するために次の事業を行う。

1. 研究協議会の開催
2. 資料の交換
3. その他

4. 事 務 所

本会は事務所を九州大学教養部事務室におく。

5. 組 織

- (1) 本会は九州地区所在の一般教育に関係ある大学を以って会員とする。
- (2) 会員の入退会は委員会で決定する。
- (3) 本会は毎年一回研究協議会を開く。
- (4) 本会に人文科学・社会科学・自然科学・外国語・保健体育の各部会および短期大学連絡協議会を置く。
- (5) 本会に委員会を置き、会務の運営をつかさどる。
 1. 委員会の委員は各大学から2名ずつ（本会事務所所在の大学並びに短期大学部を置く大学から3名）選出しておくものとする。

そのうち1名は当該大学の一般教育担当（学）部長又はこれに代るべき者を以って当てる。
 2. 委員はその互選により委員長および副委員長を選出する。
 3. 委員長は庶務委員および会計委員1名を委員中より委嘱する。
 4. 委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

6. 会 計

- (1) 本会の経費は加入大学の会費および有志の寄附を以ってこれにあてる。
- (2) 加入大学の会費は18,000円、ただし短期大学にあっては15,000円とする。
- (3) 加入大学の会費の納入時期は毎年4月末日とする。
- (4) 毎年1回決算報告を行なう。
- (5) 会計年度は、11月1日から翌年10月31日までとする。

7. 顧 問

本会に顧問を置くことができる。

8. 会 則

本会則は委員会の議決を経て変更することができる。

付 則

1. 本改正会則は昭和29年12月8日から施行する。

付 則

1. 本改正会則は昭和49年10月15日から施行し、昭和50年度から適用する。

付 則

1. 本改正会則は昭和54年10月13日から施行し、昭和54年11月1日から始まる会計年度を昭和55年度とする。

付 則

1. 本改正会則は昭和55年10月18日から施行し、改正後の会費は昭和56年度から適用する。

付 則

1. 本改正会則は昭和58年9月30日から施行し、改正後の会費は昭和59年度から適用する。

(注)

1. 昭和29年12月8日本会則施行により、昭和27年6月6日決定の九州・四国・中国（広島県、山口県）地区大学一般教育研究会会則は廃止された。
2. 昭和40年10月18日改正、昭和44年10月16日改正、昭和46年10月8日改正、昭和48年11月1日改正に関する付則は削除した。